

令和 8 年 第 2 回 伊 佐 市 議 会 定 例 会

提 案 理 由 説 明

○ 説 明 順

- 1 報 告 第 1 号 ~ 報 告 第 4 号 (降 壇)
- 2 議 案 第 33 号 ~ 議 案 第 45 号 (降 壇)

令 和 8 年 6 月 1 日 提 出

伊 佐 市 長

令和 8 年第 2 回伊佐市議会定例会の開会にあたり、報告第 1 号から報告第 4 号までについて説明申し上げます。

まず、報告第 1 号「令和 7 年度伊佐市一般会計予算継続費繰越計算書」について説明申し上げます。

本件につきましては、新庁舎建設事業の令和 7 年度の執行残額 7 億 1,443 万 4 千円を令和 8 年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第 145 条第 1 項の規定により繰越計算書を調製し、ここに報告するものであります。

次に、報告第 2 号「令和 7 年度伊佐市一般会計予算繰越明許費繰越計算書」について説明申し上げます。

本件につきましては、新庁舎建設事業ほか 20 事業の総額 11 億 2,358 万 5 千円のうち 8 億 9,988 万 8 千円を令和 8 年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により繰越計算書を調製し、ここに報告するものであります。

次に、報告第 3 号「令和 7 年度伊佐市水道事業会計予算の繰越し」について説明申し上げます。

本件につきましては、水道総合地震対策事業の総額 1 億 3,700 万円を令和 8 年度に繰り越すことについて水道事業管理者からの報告があったため、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定によりその旨をここに報告するものであります。

次に、報告第 4 号「菱刈泉熱開発有限会社経営状況」について説明申し上げます。

第31期事業報告書の1ページをお開きください。当期の概要について説明申し上げます。

令和8年3月末の給湯先件数は、1件の個人給湯停止により13件となり、給湯量は、160リットル減の毎分580リットルであります。

業績につきましては、2ページをお開きください。

まず、資産の部は、流動資産に預金361万6,604円及び売掛金4万2千円の合計365万8,604円となります。負債及び資本の部については、流動負債に未払費用8万円、預り金7万2千円及び未払法人税等7万1千円、資本金に300万円、剰余金に前期繰越利益57万9,176円、当期純利益マイナス14万3,572円の合計365万8,604円であります。

次に、3ページの損益計算書について説明申し上げます。

営業損益の部の売上高は、旅館等への給湯量に係る料金で167万2,800円であり、これから売上原価142万886円及び一般管理費33万782円を差し引いた営業損益は、7万8,868円の赤字になります。

この営業損益に営業外収益を加えた経常利益はマイナス7万2,572円となり、これから法人税及び住民税等7万1千円を差し引いた当期利益は、マイナス14万3,572円となります。

次に、4ページの株主資本等変動計算書について説明申し上げます。

資本金は、伊佐市と住友金属鉱山株式会社が30株ずつの計60株保有しております。一株5万円であります。

繰越利益剰余金の当期末残高は43万5,604円、株主資本合計及び純資産の当期末残高は、343万5,604円となります。

次に、第32期事業計画書の1ページをお開きください。

第32期事業計画について説明申し上げます。

売上高は158万8千円を見込んでおります。

原価計は143万9千円、一般管理費は31万7千円、営業利益はマイナス16万8千円となり、これに営業外利益3千円、法人税及び住民税等7万1千円を差し引いた当期利益はマイナス23万6千円を見込んでおります。

今後も厳しい経営が予想されますが、引き続き経費の一層の節減を図るよう努めてまいります。

以上で報告4件の説明を終わります。

——— 降 壇 ———

議案第33号から議案第45号までについて説明申し上げます。

まず、議案第33号及び議案第34号の「専決処分の承認を求めること」について説明申し上げます。

議案第33号は、「伊佐市税条例の一部を改正する条例」を専決処分したものであります。

本件につきましては、「地方税法等の一部を改正する法律」が令和8年3月31日に公布されたことに伴い、軽自動車の取得時に課される環境性能割の廃止に係る字句の整理等に関し、所要の改正を行ったものであります。

議案第34号は、「伊佐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を専決処分したものであります。

本件につきましては、「地方税法施行令等の一部を改正する政令」が令和8年3月31日に公布されたことに伴い、基礎課税額に係る課税限度額の引上げ、減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直し、子ども・子育て支援納付金の創設に係る課税限度額の措置等に関し、所要の改正を行ったものであります。

これら2件につきましては、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したもので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第35号「令和8年度伊佐市一般会計補正予算（第1号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、十曾青少年旅行村の指定管理委託に要する経費などについて所要の措置を講じたものであります。

補正の主な内容について歳出から順次説明いたします。

総務費につきましては、市内の中小企業が行う防災対策工事に対する補助金について新たに措置し、民生費につきましては、介護事業所等が行う施設の防災・減災対策工事に対する補助金について追加の措置を講じております。

衛生費につきましては、伊佐市衛生センターの機器修繕に要する経費について追加の措置を講じ、農林水産業費につきましては、農地利用効率化等支援事業に係る補助金について新たに措置しております。

商工費につきましては、十曾青少年旅行村の指定管理に要する経費について追加の措置を講じ、教育費につきましては、カヌー艇庫で使用する小型艇の修繕に要する経費について新たに措置しております。

以上、歳出について説明いたしましたが、これらの歳入につきましては、国庫支出金、県支出金、雑入について増額し、繰入金については減額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,488万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ217億9,688万円とするものであります。

このほか、債務負担行為において、十曾青少年旅行村

管理事業に係る指定管理委託について、追加の措置を講じております。

次に、議案第36号「令和8年度伊佐市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、介護報酬の改定に伴うシステム改修に要する経費について新たに措置しております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億9,448万8千円とするものであります。

次に、議案第37号「伊佐市印鑑条例の一部を改正する条例の制定」について説明申し上げます。

本件につきましては、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行に伴い、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請のために必要な媒体に、特定在留カード及び特定特別永住者証明書を加えることについて、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第38号から議案第44号までの「財産の取得」について説明申し上げます。

これら7件につきましては、新庁舎への移転に併せて更新、新調する備品の購入に係る仮契約をそれぞれ文具・事務機の荒武、株式会社オカモト伊佐営業所、丸三株式会社伊佐営業所、合資会社西書店伊佐出張所、有限会社山下事務機伊佐支店、有限会社松山紙店と5月18日に締結しましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び伊佐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は

処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第45号「十曾青少年旅行村の指定管理者の指定」について説明申し上げます。

本件につきましては、指定管理者の公募を行った結果、5者の応募があったため、伊佐市公の施設指定管理者選定審議会に諮問し、答申を得たところであります。

この答申に基づき、令和8年10月1日から令和13年3月31日までの4年6か月間を指定管理期間とし、JPT・Tours・Japan株式会社を指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案13件についての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

——— 降 壇 ———